

【地震保険】基準料率改定の届出のご案内

損害保険料率算出機構は2017年6月15日付で、金融庁長官に地震保険基準料率を変更する届出を行いました。

届出の概要

料率算出に使用している各種基礎データの更新などにより、基本料率^{※1}について全国平均で+3.8%の引上げを行います。改定率は都道府県・建物の構造区分により異なり、最大引上げ率は+14.9%、最大引下げ率は-15.8%となります。

また、今回の届出では、保険期間2～5年の保険契約の一括払保険料を計算する際に使用する係数（長期係数）の見直しもあわせて行います。

※1 割引および長期係数を適用する前の料率

【主な理由・背景】

(1) 地震保険基準料率は、前回2015年9月30日に届出を行いました。この届出では、全国平均で大幅な引上げが必要だったことから、財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめの意見・指摘を踏まえ、3段階に分けて改定を行うこととしました。前回の届出は3段階の1回目であり、今回の届出は、この2回目となります。

前回の届出時には、全国平均で+19.0%の引上げが必要であったところ、1回目の届出として+5.1%の引上げを行いました^{※2}。

※2 前回届出時の見込みでは、残り2回の改定で必要な全国平均の引上げは+13.2%でした。

(2) 各種基礎データ（震源モデル^{※3}や住宅・土地統計調査など）について、前回の届出以降の更新を反映し、基本料率を再計算した結果、耐震性の高い住宅の普及などにより、前回届出時に見込んでいた残り2回の改定で必要な全国平均での引上げ率が縮小しました。

残り2回の改定で必要な全国平均での引上げは+8.7%となりました。

※3 今回の届出で使用した震源モデルは、地震調査研究推進本部が作成した確率的地震動予測地図2016年版です。

(3) 今回の届出は3段階の2回目であることから、残り2回で基本料率の改定を行います。

都道府県ごとに、残り2回の改定率を同率とする方法で、今回の改定率を計算した結果、2回目の届出の全国平均での引上げは+3.8%となります。

(4) 長期係数の算出に用いる予定利率について、近年の金利状況を踏まえて見直しを行いました。

長期係数が保険期間により最大で+3.4%の引上げとなります。

損害保険料率算出機構

届出内容の詳細につきましてはニュースリリースをご覧ください。

<参考>

●保険料例（契約条件：保険金額1,000万円、保険期間1年間、割引なし）

都道府県	建物の構造（注）	現行（円）	届出（円）	差額（円）	増減率（%）
北海道	イ構造	8,100	7,800	▲300	▲3.7
	ロ構造	15,300	13,500	▲1,800	▲11.8
福島	イ構造	7,400	8,500	+1,100	+14.9
	ロ構造	14,900	17,000	+2,100	+14.1
東京	イ構造	22,500	25,000	+2,500	+11.1
	ロ構造	36,300	38,900	+2,600	+7.2
愛知	イ構造	17,100	14,400	▲2,700	▲15.8
	ロ構造	28,900	24,700	▲4,200	▲14.5
大阪	イ構造	13,200	12,600	▲600	▲4.5
	ロ構造	23,800	22,400	▲1,400	▲5.9
福岡	イ構造	6,800	7,100	+300	+4.4
	ロ構造	11,400	11,600	+200	+1.8

（注）イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等
ロ構造：イ構造以外の建物

●長期係数（保険期間1年の保険料に乗じる係数）

保険期間	2年	3年	4年	5年
現行	1.90	2.75	3.60	4.45
届出	1.90	2.80	3.70	4.60

地震保険基準料率とは

- 当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、地震保険基準料率を算出しています。
- 地震保険基準料率は、将来の地震の危険度に基づき算出しています。
- 地震保険は、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、利潤を織り込んでいません。

なお、契約者が支払った地震保険料は、必要経費部分を除いた全ての額が責任準備金として積み立てられ、将来の地震災害による支払いに備えられています。